

**九州大学脱炭素エネルギー先導人材育成フェローシップ
募集要項 追加募集（博士2年）**

1. 目的

脱炭素エネルギー先導人材育成フェローシップ（以下「脱炭素フェローシップ」という。）は、文部科学省が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」に基づき、我が国の科学技術・イノベーション創出を担うことが期待される九州大学の大学院博士課程の優秀な学生に、研究に専念するための支援金（以下「研究専念支援金」という。）と研究費を合わせた研究奨励金（以下「研究奨励金」という。）を支給する。

「脱炭素フェローシップ」では、本学の強みである、水素や地熱、風力、CO₂回収などの先端エネルギーや、モビリティなどの脱炭素システム、脱炭素社会の研究に集中できる環境の下、文理の遠隔講義のオーダーメイド履修、産業界や国内外機関との連携や研究成果報告の機会を視野を広げ、エネルギーに関する研究力と俯瞰力を基盤に未来の脱炭素社会を構想して実現・創造できる、グリーントランスフォーメーション（GX）を牽引する「GX博士人材」を戦略的に育成する。

図1に概要を示す、以下の取り組みを実施する。

【研究力向上・キャリアパス支援に向けた取組】

- 遠隔講義群の履修で脱炭素エネルギーの俯瞰力と理解力を習得
- 公的研究プロジェクトや企業・海外大学との共同研究への参画
- 合同ゼミで分野・専攻・研究室の壁を越えた議論

【キャリアパス確保に向けた取組】

- 連携企業・海外大学・自治体での研究インターンシップ
- 学内ラボも有する連携企業等向けの研究成果報告会

本フェローシップにおける研究力向上とキャリア形成のプログラムの詳細は、別紙の表に示す。



図1: 脱炭素フェローシップの概要

2. 随時募集

【申請資格】

脱炭素フェローシップに申請できる者は、次の①から③までの要件を全て満たした者とする。

- ① 令和5年4月1日において、本学大学院に在学し、次に掲げるいずれかに該当する者（該当する見込みである者を含む。）
 - (1) 標準修業年限3年の博士後期課程2年に在籍し、かつ在学期間が36か月未満の者
 - (2) 標準修業年限5年の一貫制博士課程4年次相当に在籍し、かつ在学期間が48か月以上、60か月未満の者
 - (3) 標準修業年限4年の博士課程に在籍し、かつ在学期間が48か月未満の者
※休学期間（休学期間の合計が6ヶ月以上の場合に限る。）は、在学月数には含まない。
- ② 脱炭素エネルギーに関連し、グリーントランスフォーメーション博士人材育成の主旨に沿った研究に専念することを希望する者
- ③ 次のいずれにも該当していない者
 - (1) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている者
 - (2) 九州大学次世代研究者挑戦的研究プログラムのフェローとして採用されている者及び申請中の者
 - (3) 九州大学マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラムに在籍している者
 - (4) 九州大学博士課程教育リーディングプログラムに在籍している者
 - (5) 国、民間団体等（以下「国等」という。）から奨学金等を受けており、国等により、当該奨学金等以外の資金援助を受けることが認められていない者
 - (6) 国費外国人留学生制度による支援を受けている者
 - (7) 母国からの奨学金等の支援を受けている外国人留学生
 - (8) 本学や企業等から、又は自身が起業し、240万円を超える給与及び役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者
 - (9) 本学の他の教育プログラムからの支援を受けている学生が、本プロジェクトへの参画にあたり、当該プログラム責任者からの承認を得られていない者
 - (10) 休学している者

※独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金と研究奨励費との併給は可能。

【採用人数】

採用人数	支給期間
1名	フェロー認定の翌月～令和7（2025）年3月

3. フェローとしての義務等

フェローは、以下の義務を負う。

- ① あらかじめ定めた研究計画に基づき、学業及び研究に専念しなければならない。

- ② フェローは、別紙に示すように、合同ゼミ（別紙図2参照）、産業界向けや連携大学との成果報告会（別紙図3参照）、産学連携・国際共同・地域連携のインターンシップ・共同研究の場に参加し、研究力や連携力を向上させる。また、研究成果を国際学術誌への論文発表や国際会議発表などに結実させるように努める。
- ③ 研究の進捗状況について、毎年度1回以上、報告しなければならない。また、フェローシップに係る教育関連プログラムに参加しなければならない。
- ④ 研究費の使用状況について提出を求められた場合は、研究費の使用に関する状況等を報告しなければならない。
- ⑤ 適正な研究活動を推進するための規定等を遵守しなければならない。
- ⑥ 研究成果を発表する場合、本事業により助成を受けたことを表示しなければならない。
※論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例（Grant No. はJPMJFS2132です）
【英文】 This work was supported by JST, the establishment of university fellowships towards the creation of science technology innovation, Grant Number JPMJFS2132.
【和文】 本研究は JST 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業 JPMJFS2132 の支援を受けたものです。
- ⑦ 育成効果の検証のため、本フェローシップ修了後、10年程度の間、本学が実施するキャリア追跡調査に協力しなければならない。

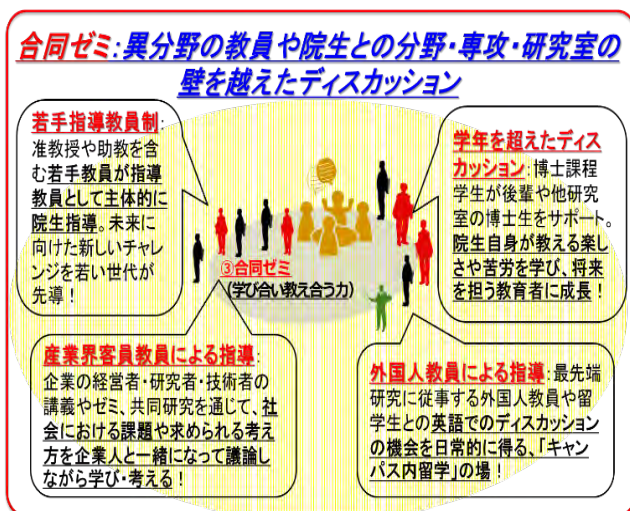


図2: 多様な分野の研究者との議論で研究の幅や視野を広げる場となる「合同ゼミ」の概要



図3: 研究力向上とキャリアパス形成の場となる「産業界向け成果報告会」の概要

4. 指導教員の協力・貢献等

本フェローシップは、学生と指導教員が協働する本学の「ダ・ヴィンチプログラム」や、本事業の負担分担の主旨を踏まえ、指導教員には以下の協力・貢献を求める。（詳細は別紙参照）

- ① 指導教員は、脱炭素フェローシップに参画するフェローや指導教員が集まって定期的に研究ディスカッションを行う「合同ゼミ」に積極的に出席する（別紙図2参照）。

② 指導教員は、産学連携研究や国際共同研究、地域連携研究へのフェローの参画について理解し、支援する。

③ 指導教員は本申請者の博士研究推進に必要な研究費を、外部研究資金等を獲得して積極的に支援する。

(※本フェローシップとは別にリサーチ・アシスタント (SRA・RA) やティーチング・アシスタント (TA) としてフェローが従事することは可能です。)

5. 氏名の公表

フェローとなった者は、本学のホームページでその氏名を公表する。

6. 研究奨励金の支給額

① 研究専念支援金：年間240万円【月額20万円】

② 研究費（研究活動に資する使途に使用）：年間50万円

ただし、日本国政府による日本への入国制限等により、留学生のフェローが入国できていない場合は、日本に入国する日まで支給を停止する。なお、研究奨励金の支給を開始する日、または停止する日が月の中途であった場合、大学が定める規定に基づく研究奨励金の支給額とする。

7. 支給期間

フェロー認定の翌月から2025年3月まで

ただし、研究奨励金の支給停止・取消に該当した場合は、支給期間が短くなる場合があります。

8. 授業料支援

令和5年度後期授業料のみを免除する。

(令和6年度以降の授業料免除については、国の予算の状況により変更があり得ます。)

9. 申請手続き、選考等

①申請締切り、URL ※(1)(2)(3)すべて必須

	締切	URL
(1) エントリーフォーム	毎月15日	https://forms.office.com/r/BUSrtdDtV2
(2) 申請書類	毎月末日	https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/NP4dwPAI1798qQr2pmy3X2o_g-D1aeM9SA2-d4Y2T9_A
(3) 指導教員推薦書	毎月末日	https://archive.iii.kyushu-u.ac.jp/public/DP4cwsII449mpAfK80s1ZsRrHhHscRLoS-toqSmYfnJS

② 申請方法

(1) エントリーフォーム URL にアクセスの上、必要事項を入力、完了する。

(2) 申請書類

- (様式1) 申請書
 - 公表論文、修士論文、卒業論文等
 - (様式2) 指導教員の推薦書
- ・申請書類 I、II を ZIP にて圧縮、氏名を ZIP ファイル名にし、URL にアップロードする。
 - ・申請書類提出を、iq-kenkyu (a) jimu.kyushu-u.ac.jp あて E-Mail にて連絡する。
(※「(a)」は「@」と読み替えてください。)

I (様式1) 申請書は PDF に変換して、ファイル名は「(所属学府_氏名)」とする。

(例：経済学府_九大 太郎)

II 公表論文、修士論文、卒業論文等は PDF に変換して、ファイル名は優先度が高いものから番号を付し、「所属学府_氏名_1_資料名」とする。

(例：経済学府_九大太郎_1_修士論文、経済学府_九大太郎_2_卒業論文)

(3) (様式2) 指導教員の推薦書

申請者は指導教員に作成を依頼する。推薦書は、指導教員自らが、PDF ファイルに変換後、URL にアップロードする。ファイル名は「推薦書_学生氏名_指導教員氏名」とする。

(例：推薦書_九大 太郎_九大 教員)

※PDF は、フォントが埋め込まれ、文字化けやずれがないかを確認してください。

③選考方法 (図4 参照)

(1) 提出された書類について、以下の観点等に基づき審査する。

- 「博士論文研究構想の革新性・独創性」
- 「博士研究計画の具体性・実現性」
- 「学術論文や国際・国内学会等での成果発表実績」
- 「脱炭素社会実現への貢献」
- 「本プログラム目的への適合性」

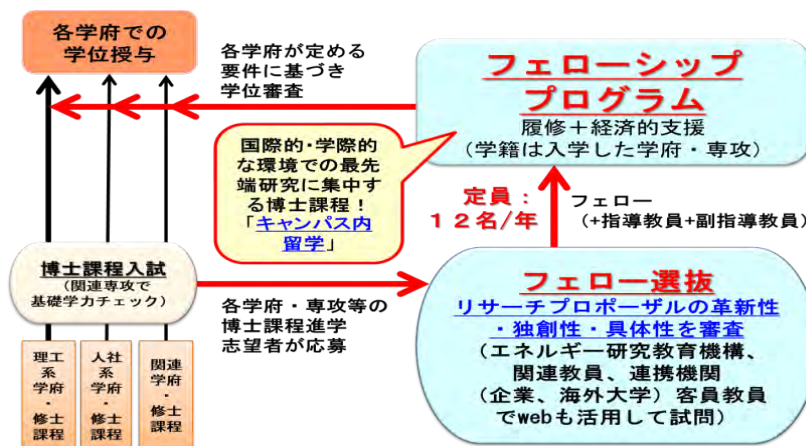


図4: 脱炭素フェローシップの選抜審査と学位授与

(2) 書類審査を通過した者に対して、これまでの研究成果と今後の研究計画をプレゼンさせ、口頭試問により、以下の観点などを評価し、フェローを選考する。

- 「関連分野の基礎学力の理解度」
- 「脱炭素社会実現に向けた社会的意義」

「他分野の研究者や実務担当者らにも理解できるプレゼン力」

「脱炭素社会の実現を目指す研究であるか」

「本プログラムの目的に適した人材であるか」

④ 選考スケジュール

毎月15日 エントリー締切
毎月 末日 提出書類提出締切
提出の翌月※ 書類審査の実施
提出の翌月末※ 書類審査の可否を申請者へ連絡
提出の翌々月※ 面接審査の実施
提出の翌々月※ フェロー決定

※上記については予定であり、変更になる可能性がある。

⑤ 個人情報の取扱い

応募時に提出された氏名、その他個人情報については、本選考及び本事業の遂行のために利用し、それ以外の目的では利用しない。

10. 研究奨励金の支給方法

① 研究専念支援金

毎月21日（その日が土日祝日にあたるときはその日の直前の休日でない日）に、フェローが指定する口座への振込みにより支給する。

② 研究費

研究に必要な経費として認められた額を指導教員が管理する予算に配分する。

11. 研究奨励金の支給停止・取消・返還

① 次のいずれかに該当する場合は、研究奨励金の支給の停止又はフェローの資格を取り消す。

- ・ 2. 申請資格③のいずれかの要件に該当する場合
- ・ 休学（フェローとしての義務が遂行できる場合は除く。）若しくは退学し、又は除籍となった場合
- ・ 懲戒処分を受けた場合
- ・ 毎年度実施する支給継続審査において、フェローの義務を履行していないとされた場合
- ・ 学業及び研究に専念しない又は性行が不良であるとして、フェローとして不適格であるとされた場合
- ・ 死亡した場合
- ・ 日本国政府による日本への入国制限等により、留学生のフェローが入国できていない場合
- ・ 指導教員が、必要な研究費の支援をしない場合

② 停止又は取り消された研究奨励金が既に振り込まれていた場合には、当該フェローは速やかに研究奨励金を返還しなければならない。

1 2. 研究奨励金の支給再開

研究奨励金の支給を停止した者について、停止事由が消滅し、受給を再開することが適切であると認められた場合には、支給を再開することがある。

1 3. 研究専念支援金に関する税金の取扱い

- ① 研究専念支援金は雑所得として課税対象の扱いとなるため、フェロー自らが確定申告を行う必要がある。1年間（1月1日～12月31日）に受けた研究専念支援金の金額から、授業料などの研究に要した費用を必要経費として控除した残額が課税対象額となる。確定申告を行うために収支状況の記録を作成や領収書等の証拠書類を保存が必要となる。
- ② 課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納付する必要がある（外国人留学生の場合は、日本国と留学生の母国との租税条約等により、税金の取扱いが異なる場合がある。）。

1 4. 国民健康保険等の取扱い

① 国民健康保険等の被扶養者要件喪失等

フェローが被扶養者として家族の健康保険、船員保険、共済組合に加入している場合で、研究専念支援金の受給により、年額130万円以上の恒常的収入を得ることとなったときは、家族の健康保険等の被扶養者から外れ、フェロー本人が国民健康保険に加入する必要がある。

※国民健康保険料については自治体によって金額が異なるため、居住する市（区）役所又は町村役場の国民健康保険担当窓口を確認すること。

※扶養義務者（親等）の職場等における扶養手当等の取扱いについて確認するよう扶養義務者に伝えること。

② 国民年金保険料の納入

日本国内に住む全ての人は、20歳から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられている。学生は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」により、学生本人の前年の所得が一定以下*の場合は支払いが猶予される。

研究専念支援金の受給により、「学生納付特例制度」による猶予を受けられなくなったときは、国民年金保険料の納入義務が発生する。

*本人の前年の所得が一定以下

目安：128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

※具体的な国民年金保険の手続きについては、居住する市（区）役所又は町村役場の国民年金担当窓口を確認すること。

1 5. その他

IQ 支援室 学術支援・渉外グループ

E-Mail : iq-kenkyu@jimu.kyushu-u.ac.jp TEL : (直通) 092-802-6934 (内線) 90-7196

(別紙)

表:本フェローシップにおける研究力向上とキャリア形成のプログラム

研究力	学修成果・評価、【キャリア形成との関係】	検証する方法	
構想力・提案力	<p>リサーチプロポーザルを提出させ、①博士論文研究構想の革新性・独創性、②博士研究計画の具体性・実現性、③学術論文や国際会議・国内学会での成果発表実績などを書面で審査する。さらに、口頭試問においては、これまでの研究成果と今後の研究計画をプレゼンさせ、質疑では関連分野の基礎学理の理解度、脱炭素社会実現に向けた社会的意義、分野外の研究者も理解できるプレゼン力などを多面的に評価する。</p> <p>【キャリア形成が将来できる基礎能力を確認】</p>	選抜時	<p>フェローの選抜(研究計画評価)</p> <p>リサーチプロポーザルに対する試問。本フェローの研究の学術性・国際性・社会性(FEで評価)の初期状態を確認。</p>
脱炭素エネルギーの俯瞰力・理解力	<p>遠隔などで実施する多様な脱炭素エネルギー関連講義の履修で、多岐にわたるエネルギー関連分野の全体像を俯瞰的に理解させる。</p> <p>【各自がキャリアパス形成を考えるきっかけや気づきを提供】</p>	1年次	<p>QE1(理解度評価)</p> <p>口頭試問。(本フェローシップ参画前の修士課程時の講義履修を推奨)</p>
最先端研究実行力・学び合い教える力	<p>合同ゼミと産業界向けの成果報告会における、異分野の学生、教員、学年の異なる学生、企業研究者、外国人教員と相互に発表・議論する経験を通して、自らの研究シーズ(材料、デバイス、システム、社会制度などの革新)を社会ニーズ(環境性、経済性、社会性の向上)につなげる道筋を提案できるようにする。</p> <p>【アカデミア、産業界、海外大学との接点や出会いの場を提供】</p>	各年次	<p>合同ゼミにおける研究紹介・ディスカッション、所属研究室ゼミ(報告会)での研究進捗のパフォーマンス評価。</p>
連携力・社会構想力	<p>産学連携研究(企業や研究機関での1ヶ月以上のインターンシップや共同研究)・国際共同研究(半年以上の海外大学滞在、または外国人研究者との共同研究)・地域連携研究(自治体における活動)のいずれかに参画させて、実際の現場で学ぶ経験を通して、自身の研究を深化させるだけでなく、脱炭素社会実現への課題を理解し、関係者を巻き込んで未来社会の姿を構想できる力を身に付けさせる。</p> <p>【実体験を通して、各自が将来キャリアを明確化】</p>	2年次	<p>産学連携・国際共同・地域連携研究への参画実績。(いずれかを選択)。</p>
研究能力・異分野融合力	<p>●博士論文中間評価(最終年次前半) 博士研究の進捗状況を具体的に示し残された課題と研究計画が明確になっているかを評価</p> <p>●博士論文最終審査(最終年次後半)</p> <p>(1) 学術性(独創性や専門性の高い研究か) (2) 国際性(国際的に通用する博士研究か) (3) 社会性(脱炭素社会実現に資する研究か)の観点から、最先端研究を遂行できるイノベーション博士人材かを評価する。早期修了可能。【自らのキャリアパスを想定した博士論文のまとめ。特に、海外大学へのキャリアを考える場合は、博士論文の英語での執筆と試問対応】</p>	3年次・最終年次	<p>QE2(研究進捗評価)</p> <p>博士論文中間報告の口頭試問。</p> <p>FE(博士論文審査)</p> <p>各学府・専攻の審査方針に準拠して客観的に審査し、世界基準を担保する。</p>